

給与支払報告書の eLTAX(エルタックス)による提出について

本市の税務行政については、日ごろから格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、毎年 1 月 31 日までにご提出いただいている給与支払報告書について、eLTAX による提出を推進しております。

eLTAX とは、地方公共団体が共同で運営するインターネットを利用した地方税の電子申告システムのことで、オフィス等のパソコンからインターネットを通じて、給与支払報告書の提出を簡単に行うことが可能です。是非 eLTAX の利用をご検討くださいますようお願い申し上げます。

- ◆ eLTAX ポータルサイト <https://www.eltax.lta.go.jp/>
- ◆ eLTAX ヘルプデスク 0570-081459 (平日 9 時～17 時)

給与支払報告書等の電子的提出の義務化について

令和 3 (2021) 年 1 月以後に提出する給与支払報告書からは 100 枚以上 (改正前 : 1,000 枚以上) であるときは、eLTAX 等による提出が義務付けられました。

これにより、令和 4 (2022) 年に税務署に提出した「給与所得の源泉徴収票」の枚数が 100 枚以上の事業主におかれましては、令和 7 年度 (2025 年度) の給与支払報告書は eLTAX 等により提出する必要があります。100 枚以上紙でのご提出があった場合、返戻致しますのでご了承ください。

eLTAX での特別徴収税額通知の受取方法が変わります！

以前より、eLTAX にて特別徴収税額通知 (特別徴収義務者用) の電子データ受取を利用されている事業者は、その受取方法が変わります。今後は紙 (正本) か電子データ (正本) どちらかでの受取になり、両方を受取はできなくなります。詳細は eLTAX ポータルサイトやヘルプデスクでご確認ください。

(参考) 特別徴収税額通知の受取パターン

パターン	特別徴収義務者用	納税義務者用
①	紙 (正本)	紙 (正本)
②	紙 (正本)	電子 (正本)
③	電子 (正本)	紙 (正本)
④	電子 (正本)	電子 (正本)